

Q-5

敷地が「法第42条の道路」と「法第43条ただし書き空地」の両方に接している場合に道路斜線制限はどうなりますか。

A-5

敷地が法第42条の道路で接道規定を満たしている場合は、法第43条ただし書きの空地は隣地扱いとなるため、道路斜線制限は適用されません。

なお、法第43条ただし書き空地のみに接道している場合は、道路斜線制限が適用されます。